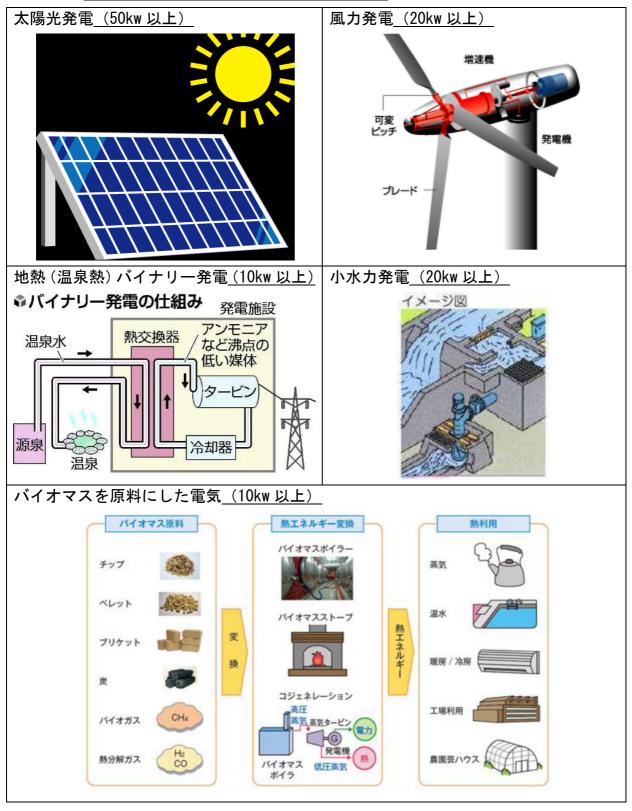
新エネルギー導入に関する 事前手続等の手引き

別府市市民福祉部生活環境課

対象となる発電設備とは?

次の新エネルギーをエネルギー源とした、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物を設置する事業が対象となります。(事業用電気工作物については別紙参照)



地元説明会の開催について

(開催、報告の流れ)

地元説明会開催の通知(1週間前まで)



地元説明会の開催

(1) 近隣関係者の定義

	ア 当該発電設備の熱源となる源泉から200メートル
	以内に所在する源泉をその区域に含む自治会の住民
 地熱、温泉熱発電	イ アで規定する自治会に所在する土地又は建物の所有
地热、温水热光电	者、管理者及び占有者
	ウ 当該発電設備の熱源となる源泉又は当該源泉から2
	OOメートル以内に所在する源泉を利用する者
その他の発電	ア 新エネルギー導入の場所をその区域に含む自治会の
	住民
	イ アで規定する自治会に所在する土地又は建物の所有
	者、管理者及び占有者

(2) 近隣関係者への開催通知

事業者の方は、近隣関係者に対して地元説明会の日時、場所、目的等について 開催当日1週間前までに知らせて下さい。(回覧可)

(3) 地元説明会の開催

事業者の方は、導入計画、工事の施工方法その他の事項についての地元説明会を必要な回数開催して下さい。

地元説明会の開催後は、事前相談の申込又は市への同意申請を行うときに必要 となる地元説明会実施状況報告書(様式第3号)を作成して下さい。

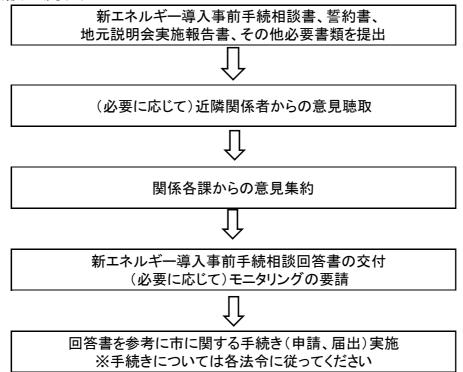
なお、地元説明会は近隣関係者と事業者をつなぐ貴重な機会となります。説明 会の開催に関してご理解ご協力をお願いします。

(4) 地元説明会の説明事項(参考例)

- ① 導入計画等
 - ○設置者及びコンサルタントを紹介するもの
 - ○設置場所の位置図等
 - ○発電設備の詳細(発電方法、出力、メーカー、冷却設備等)
 - ○工事に関すること(土地利用計画、スケジュール、施工方法)
 - ○源泉の掘削等
- ② 事前に近隣関係者から求められた資料等
 - ※ 事業者又は事業自体の情報公開の範囲に関しては当該事業者の利益保護と 関連がありますので、当該事業者の判断にお任せします。

各種法令の手続きに関する事前相談制度について

(相談の流れ)



(1)必要な書類

新エネルギー導入事前手続相談書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、地元説明会実施状況報告書(様式第3号)、その他事前相談に必要な書類 ※ 詳細は次のページを参照してください。

(2) 事前相談に対する回答とその後の手続き

当該案件に関する本市が所管する手続きについて関係各課から意見集約した後、 その意見を基に新エネルギー導入事前手続相談回答書(様式第4号)にて通知し ます。その回答書を参考にして、関係法令を所管する課に赴き、必要な申請や届 出等の手続を進めて下さい。

(3) モニタリングの実施(地熱バイナリー発電の場合など)

新エネルギー導入事前手続相談回答書の交付に当たり、近隣地域の自然環境及び 生活環境を保全する必要があると判断される場合や地元説明会実施状況報告書の 内容によっては導入前後のモニタリングを事業者の方に求めることがあります。

(4) その他

計画変更、設備変更に関しても事前相談をお願いします。

事前相談に必要な書類

書類名	提出の有無
□ 誓約書(様式第2号)	0
□ 地元説明会実施状況報告書(様式第3号)	0
□ 事業計画書	0
□ 構想図	0
□ 位置図、配置図	0
□ 字図、地積図及び公共施設との土地境界確認書の写し	\triangle
□ 土地利用計画図(縮尺1/1000以上)	0
□ 給排水計画平面図	0
□ 土地造成計画平面図、縦断図及び横断図(縮尺1/1000以上。	\bigcirc
ただし、縦断図の縦は1/100以上)	
□ 流量計算書	0
□ 単線結線図	
□ 発電設備等の説明書	\triangle
□ 発電設備以外の付属設備の説明書(冷却塔など)	\triangle
□ 維持補修費用算出表	
□ 中間処理施設に関する協定書の写し	
□ 200m以内の既存源泉の状況を記入した付近見取図(地熱又は	Δ
温泉水を利用時のみ)	
□ 源泉の掘削又は掘削予定に係る関係書類(地熱又は温泉水を利用	Δ
時のみ)	
□ その他市長が必要と認める図書	

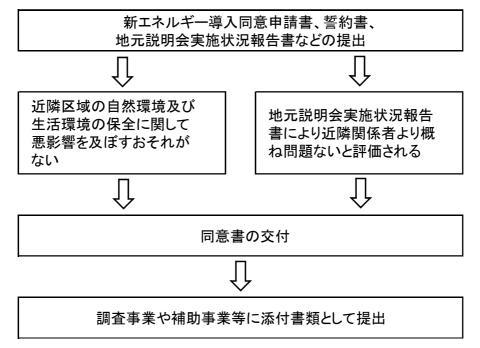
○ :関係各課で判断する上で必須な書類 △ :必須ではないが提出を求める書類 無印:案件によっては提出を求める書類

※ 事前相談に必要な書類のうち事前相談の申込時点で添付されていない書類が存在した場合には、その書類が関係する事項に関して回答を提示することはできません。

この場合、当該の書類については、本市が所管する手続を行うまでに作成し、関係各課の窓口にて問合せをお願いします。

市の同意申請について

(同意の流れ)



(1)申請

事業者の方が、国等の補助金制度などで地方自治体との連携に関わる同意書を求める場合には、新エネルギー導入同意申請書(様式第6号)に誓約書や地元説明会 実施状況報告書等を添付して申請して下さい。

書類名	提出の有無
誓約書 (様式第2号)	0
地元説明会実施状況報告書(様式第3号)	0
位置図	0
申請理由を説明する書類	0
その他 (例:国等への補助申請資料の写しなど)	

○ :交付する上で必須となる書類

無印:案件によって提出を求める書類

(2) 同意書の交付

当該案件が次の条件に合致すれば、同意書(様式第7号)を交付します。

- ① 当該新エネルギー導入が近隣区域の自然環境及び生活環境の保全に関して、悪影響を及ぼすおそれがないと認められるとき。
- ② 地元説明会実施状況報告書により、当該新エネルギー導入について、近隣関係者からおおむね問題ないと評価されていると認められる場合

その他の手続き

〇 平成26年9月22日より前に設置された事業者の届出

標記日付より前に、新エネルギー発電設備を導入した事業者の方は、当該発電設備に関して、新エネルギー導入済届出書(様式第12号)の届出をお願いします。

○ 設備設置工事の着工、完了の届出

事業者の方は、新エネルギー発電設備の設置工事の着工、完了に関して、当該事 実発生後10日以内に新エネルギー導入工事着工等届出書(様式第8号)の提出を お願いします。

〇 設備廃止の届出

事業者の方は、新エネルギー発電設備を廃止する場合には当該事実発生後10日 以内に新エネルギー発電設備廃止届出書(様式第11号)の提出をお願いします。

〇 モニタリングの実施

(1) モニタリングを求める条件

地熱、温泉発電の熱源とする目的で源泉を新規に掘削する場合には、新エネルギー導入事前手続相談回答書の交付時に、事業者の方にモニタリングを求めることがあります。

(2) モニタリングの内容等

本課よりモニタリングを求められた事業者の方は、当該源泉から200メートル 以内に存在する源泉の温泉の温度、湧出量、泉質などに関して調査を行い、モニタ リング調査報告書(様式第5号)の提出をお願いします。

(3)報告時期

報告の時期は、設備設置工事の着工前、設備設置後については発電設備稼働から 6ヶ月後、1年後、以後1年経過ごとにとします。

○問い合わせ先

担 当 別府市市民福祉部生活環境課環境企画係

所在地 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電 話 0977-21-1134 (直通)

メールアドレス env-le@city.beppu.oita.jp

※ 問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けます。